



セーフ・フロム・ハーム 県連盟対応ガイドライン



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

SCOUT ASSOCIATION OF JAPAN

目次

はじめに	1
第1部「セーフ・フロム・ハーム」の理解促進	2
1. 「思いやりの心を育む教育」とは	2
2. スカウトたちの笑顔のために	3
3. 理解促進のための機会	4
4. 県連盟におけるセーフ・フロム・ハーム担当常設委員会の設置	5
第2部 通報相談対応	6
1. 本ガイドライン使用上の注意	6
2. 十分な相談につなげる体制作り	6
3. 相談対応の心構え	7
4. 守秘義務	8
5. 個人情報への取扱い	8
6. 相談者からの通報（第一報）	9
7. 対応機関（委員会/チーム）の設置	10
8. 警察への相談・通報	10
9. 第三者委員会の設置	10
10. 事実確認のための調査	11
11. 対応機関（委員会/チーム）による評価・分析	12
12. 組織的な対応	13
13. 解決・是正・再発防止策の検討	13
14. 継続的な見守り	14
15. 県連盟・日本連盟への報告	14
おわりに	15
参考資料（一例）	16
日本連盟「セーフ・フロム・ハーム」通報相談処理規程	17
県連盟対応機関 業務内容（一例）	19

はじめに

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟
「セーフ・フロム・ハーム」・安全委員長

増 田 秀 夫

このたび、各県連盟においてセーフ・フロム・ハームの更なる推進をめざし「県連盟セーフ・フロム・ハーム対応ガイドライン」を作成しました。

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟は、スカウト教育の質の向上をめざしてセーフ・フロム・ハームを導入してきましたが、各県連盟からは具体的な運用や対応方法がわかりにくいとのご意見から本書の作成となりました。

本書は、二部構成となっています。第1部は、セーフ・フロム・ハームの日常的な活動や学習方法について書かれています。ここでは、県連盟における組織的な対応の準備として「県連盟内にセーフ・フロム・ハームを担当する委員会」の設置をお願いしています。

この委員会は、第二部のセーフ・フロム・ハーム問題発生時の対応に結びついて行きます。

第2部は、公益財団法人として社会からの信頼を得るために、青少年教育のプログラムを提供する組織としてどのように行動するかを具体的に示しています。

スカウト教育を推進・達成するためには、社会の変化に対応できる組織作りと社会からの信頼がいかに重要かをとり上げて解説しています。

セーフ・フロム・ハーム問題発生時の対応は、迅速な行動、心遣い（気使い）と公平性が重要なキーワードになります。また、対応の不備により問題が大きくなる場合も考えられます。良好なスカウト活動の環境を維持するために、組織としての対応についても記載させていただきました。

セーフ・フロム・ハームは、スカウト教育の「ちかい」と「おきて」が共通理解されているという前提の下で、「思いやりの心を育む教育」として、生命を尊重する心、仲間と話し合って協力する心、モラルや正義感、自然や美しいものに感動する心などが子どもたちの「安全で安心できるスカウト活動」を通して「生きる力」を養っていきます。

よろしくお願いいたします。

セーフ・フロム・ハーム問題は、

- 適切な対応が遅れると事態が大きくなる
- 事実を隠そうとすると不信感が高まる
- 不誠実な対応は、対立を深刻にする

第1部「セーフ・フロム・ハーム」の理解促進

1. 「思いやりの心を育む教育」とは

「子どもたちにはスカウト活動を通じて思いやりの心を持った人になってほしい！」
多くの保護者がわが子にそう願っているのではないのでしょうか？

思いやりとは、優しさであって、
思いやりとは、他人の立場になって考える心であって、
思いやりとは、他人を大事にする心です。
思いやりの心は、人が共存していく上でとても大切な事です。

では、スカウト活動において思いやりの心はどのようにして培われていくのでしょうか？

共感から得る思いやりの心

思いやりの心を育てる一番大事なことは共感です。
スカウトと気持ちを共感することが大きな信頼につながります。

例えば、やんちゃなカブスカウトが、周りの友達を傷つける行為や、何かしら悪いことをしたときに、指導者が頭ごなしに叱るとどうなるでしょうか？
きっとそのスカウトは、自分の気持ちを分かってもらえず、否定されただけと捉えて、心を閉ざしてしまうことになるかもしれません。

粗野な態度にもどういう経緯でそうなったのかを紐解いて聞いていくと、そこにはいろんな感情があるのです。その細かい感情に共感しながら、「～されたからこうなったんだね。」「～だからこう思ってやったのね。」とその時の気持ちを汲み取ってから、こういうことが間違っているというところを教え知らせてあげましょう。

子どもは気持ちを共感してくれたことで、自分の行いを反省し、いけなかったことにも冷静に聞き入れようとしめます。

気持ちを共感してもらふ事は自分を理解してくれているという認識でもあるのです。

大人が人や物を大事にする姿勢から思いやりの心を見せる

スカウトは指導者の行動を一部始終よく見ています。
例えば扉を足で閉めたり、物をポイッと投げたり雑に使っていると、同じことをして注意されても「隊長もやってたから。」と言われるでしょう。
普段から家族間での会話のやり取り、そして、祖父母を大事にされている家族なら、子どもも親や年配の方々を大事にするのです。

また、スカウトは人だけでなく、動物、食べ物、草花、すべてのものに「感謝」の気持ちをもたせることも大切です。あらゆるものが溢れかえり、蛇口をひねれば水がいくらでも出る現代だからこそ、ものに対するありがたみを感じにくくなっています。「いただきます」「ごちそうさま」を言い、食事に感謝しましょう。

動物を大切にしましょう。ものを大切にすれば、他人の大切なものや、他人の気持ちも大切にできるようになります。

思いやりとは相手の気持ちを一緒に考えること

人を思いやるには、「相手がどのような気持ちか」を考える力、共感できる力が必要です。しかし、ビーバースカウトやカブスカウトにとっては、まだまだ自分以外の他人の気持ちは簡単に理解できるものではないため、集会を通じて指導者や保護者が少しずつ教えてあげる必要があります。

まずは活動の中で、自分の気持ちを客観視できるような声かけをしましょう。「あのときはどんな気持ちだった?」「どうして譲ってあげられなかったのかな?」などです。

そして、他者の気持ちを想像させましょう。「あの子はどんな気持ちだったと思う?」「こんなことを言われてあの子はどう思ったかな?」など、こうしたコミュニケーションが、相手の気持ちを感じとる練習になります。

思いやりの心は深い愛情から培われる

思いやりの心を育てるというのは、子どもの気持ちを理解し、共感することで信頼ができ、自分のことを知ってくれているという愛情を感じます。

愛されているという認識は、自分も相手のことを大切にしようとする気持ちにつながっていくのです。

思いやりの心は、仲間同士の関わり方、つまり大きな愛情といえます。

たくさんのスカウト達と活動をしている指導者の皆さんはどれくらいスカウト達の気持ちを把握しているのか、これはとても重要なことです。

たくさんのアンテナを拡げてスカウト達たちを成長させてください。

2. スカウトたちの笑顔のために

スカウトたちがいつも笑顔で活動できる様に、安全で安心な環境作りは大切です。

指導者として、いつもスカウトたちの様子を見守り、心の変化に気づき対応できる心構えを持ちたいものです。

例えば、集会の朝、隊長（指導者）はスカウト全員一人ひとりの顔をみてその日の様子を感じていますか。

笑顔のスカウトに、

「今日何か嬉しいことがあるのかな、お母さんにほめられたのかな」

暗い顔のスカウトに、

「どこか具合が悪いのかな、昨夜は十分睡眠はとれたのかな、あるいはお家のことで何かあったのかな」

いつもと違って目を逸らしてしまうスカウトに、

「何かあったのかな、いつもと違うな」

と一人ひとりの様子をよくみましょう。

「いつもと違う様子」は時にスカウトがSOSのサインを出していることがあります。小さな心遣い、思いやりの心を持っていつもスカウトたちの笑顔を見ていたいものです。

ヒント：スカウトに「走るな」ではなく「歩こう」と声かけをしてください。

3. 理解促進のための機会

登録前研修

全ての指導者は毎年、加盟登録のため登録前研修が必須となります。

対象者：隊指導者や団委員、育成会員、役員等の全ての指導者【教育規程 2-4 参照】
副長補等を従登録しているローバースカウト

受講方法：登録前研修は下記の2つの方法で実施できます。

e ラーニング

基本的にはこの方法で実施となります。受講修了後に修了証（PDF）が発行され、団所属の指導者等は、各団委員長へ報告・提出します。

テキスト版

オンラインで受講できない方にはテキスト版の用意があります。インターネットに詳しい団関係者にご協力いただき、ダウンロードのうえ、研修を実施します。実施後、団所属の指導者等は、同意書を各団委員長に提出します。

日本連盟では、「セーフ・フロム・ハームセミナー運営ハンドブック」を作成し、主に以下の内容について各県連盟において理解を深める機会を計画していただいています。

- ① 「セーフ・フロム・ハーム」の意味や意義、さまざまなハームについて知る。
- ② 指導者としてのルールやマナーを理解する。
- ③ 「セーフ・フロム・ハーム」に抵触する問題が発生した場合の対応方法の基本を理解する。
- ④ 「セーフ・フロム・ハーム」の本連盟相談窓口が設置されたことを知る。

その他の研修

これ以外にも、県連盟コミッショナー、地区コミッショナー、団委員長にご協力いただき、定型外訓練、ラウンドテーブルや団委員会等において、セーフ・フロム・ハームを深く浸透させるための研修を実施していただきます。



4. 県連盟におけるセーフ・フロム・ハーム担当常設委員会の設置

県連盟組織に常設の「セーフ・フロム・ハーム委員会」の設置をお願いいたします。県連盟と日本連盟が協働でセーフ・フロム・ハームの推進ができる環境を整えることが重要です。委員会の設置については、以下の点を参考に、県連盟内で協議をしてください。

委員会の任務

1. セーフ・フロム・ハームの展開を通して、県連盟内の「スカウト教育の質の向上」、「安全で安心できるスカウト運動」を推進します。
2. 県連盟内のセーフ・フロム・ハームの意識の向上を図ります。
スカウトに対しては、「思いやりの心を育む」教育プログラムの資料を提案・提供を行います。
指導者に対しては、セーフ・フロム・ハームの情報提供と研修を実施します。
3. 『県連盟の相談窓口』の運営に協力します。
4. 事案発生後の対応として、対応委員会に協力し再発防止策を検討・実施します。
5. 第三者委員会の運営を支援します。

委員会メンバー構成

1. 県連盟コミッショナーグループにおいては、セーフ・フロム・ハーム担当を選出し、「セーフ・フロム・ハーム委員会」の委員となります。
2. スカウト運動および学識経験豊かな指導者を選任する。また、非加盟員である専門家をお願いすることも良い方法です。
3. 年齢、性別が偏らずまた、団運営者、各部門の指導者が含まれることが重要です。
4. 「セーフ・フロム・ハーム委員会」の委員は、他の委員会・委員と兼務はさけます。

委員会の業務

1. 上記任務の内容
2. セーフ・フロム・ハーム e ラーニング履修の支援
3. セーフ・フロム・ハームセミナーの運営支援（セミナー講師へのトレーニング支援）
4. セーフ・フロム・ハーム関連の講演会やワークショップを開催
5. 学習資材の研究開発・作成

役員の責務（県連盟役員および地区役員）

県連盟役員および地区役員は、率先してセーフ・フロム・ハームの推進について尽力することはもとより、自身がセーフ・フロム・ハームポリシーを考慮した言動と行動をしなければなりません。

また、県連盟役員および地区役員がセーフ・フロム・ハーム相談者の相手方になった場合は、氏名の公表に応じるなどの心構えと責任を持たなければなりません。

第2部 通報相談対応

県連盟に対して、セーフ・フロム・ハームについての通報相談があった場合や、日本連盟から県連盟に対応の求めがあった場合、県連盟は適切に対応しなければなりません。

1. 本ガイドライン使用上の注意

(1) 事案に応じた適切な方法を取ること

本ガイドラインは、セーフ・フロム・ハーム相談窓口に寄せられた事案について、県連盟として取り組むべき対応手順の一例を示すものです。セーフ・フロム・ハームの問題となる事案は、多様なものが想定されます。当該事案に応じて、適切な方法を取ることが必要です。

(2) 問題対応の目的

セーフ・フロム・ハームは、あくまでもボーイスカウト活動における危害を排除し、安全で安心できるスカウト活動を展開するためのものです。

したがって、セーフ・フロム・ハームの問題が生じている場合、県連盟には、主体的にその原因を追求し、その状態を是正し、再発を防止することに注力していただくように求めます。

セーフ・フロム・ハームの問題への対応は、相手方に対する責任追及や処分を目的とするものではありません。

ただし、スカウト運動にふさわしくない指導者、成人スカウトについてはハームの状況を判断し、安全で安心できるスカウト活動を確保することが明らかに困難な場合は、役務の変更やスカウト活動を一時休んでいただくか、スカウト運動から離れていただくことも必要です。ハームの原因を取り除き、良好なスカウト活動の環境を整えることが重要だからです。

(3) 当事者等への配慮

セーフ・フロム・ハームの問題への対応の際は、守秘義務を遵守し、当事者のプライバシーに配慮してください。

また、問題が拡大、深刻化しないように、迅速で誠実な対応や、調査担当者の適切な言葉遣い等を心掛けてください。

ハームの関係者に接する場合は、公平性を心掛けなければなりません。

※本ガイドラインでは、ハームを受けたとされる側の当事者を「相談者」、

その相手方にあたる当事者を「相手方」と呼ぶこととします。

2. 十分な相談につなげる体制作り

(1) 相談窓口の周知

“いつでも相談できる窓口があることを知ってもらう”それが相談対応のスタートです。いくら相談窓口を設置しても、そもそも相談窓口が知られていなければ通報（相談）をすることが出来ません。スカウト、保護者を含め多くの人に、あらゆる機会を捉えて相談窓口の周知をしてください。

できれば県連盟においても、曜日と時間を指定して窓口を設置していただくことも大切なことです。

日本連盟セーフ・フロム・ハーム相談窓口

場 所：〒167-0022 東京都杉並区下井草 4-4-3 日本連盟事務局内
開 設 日：毎週月曜・木曜 12時から19時
専用電話：03-6913-6277 e-mail：sfh@scout.or.jp

(2) 担当者の研修

本資料などを活用して県連盟における相談担当者への研修を定期的に行うことが大切です。一般的なカウンセリング技能や聞き取り技術の向上のため、読書などによる自己学習のほか、スクールカウンセラーや弁護士の方にご協力いただき、研修の機会を持つようにしてください。

3. 相談対応の心構え

(1) 信頼関係を築く姿勢

まずは相談者が話しやすい場を設定し、いったん相談者の話をありのままに受け止めることから始まります。何事も決めつけて接することは禁物です。相談者は不安を抱いて相談されますので、最初は聞き役になり、相談者が安心して話ができる雰囲気作りに努め、しっかりと自己紹介をして信頼関係を築く必要があります。

(2) 個別に対応する姿勢

相談を受ける側にすれば一見「よくあること」に感じられるケースでも、一つとして同じ事案はありません。一律の対応ではなく、様々な状況に応じて柔軟かつ迅速に対応することが求められます。対応方法の一つではないことに留意し、建設的対話を通じて個々の場面に応じ、柔軟な対応を心掛けましょう。

そのためには、思い込みや先入観で対応するのではなく、わからないことには知ったかぶりをせず、率直に本人に確認することも必要です。

(3) 感情をコントロールする姿勢

価値観の差などから、相談担当者自身が、相談者の話に共感できないと覚えることもあるでしょう。また、相談者はハームを受けたことでとても傷つき、感情的になることもあります。そのため、相談を聞くうちに、相談担当者の側も感情が動かされることがあります。

しかし、どのような状況においても、相談者との信頼関係の構築や、これからの相談対応に必要な人間関係を見据え、マイナスの影響が生じないよう、自分の表情や感情、態度をコントロールする必要があります。

(4) 相談者の意思を尊重する姿勢

相談者の意思を尊重するという基本姿勢を示し、相談担当者は、相談者の自己決定を側面から支援するという位置付けを明確にしておく必要があります。

また、相談者の価値観や心理的状況は様々ですので、相談担当者は権威的な態度や画一的な対応に陥ることなく、相談担当者の価値観で相談者を批判や評価したり結論を示したりしないように、丁寧に忍耐強く聴くよう努めなければなりません。

(5) 相談の背景に差別の問題が隠れていないか

様々な方からの相談を受けることとなりますが、差別の問題が潜んでいることもあります。差別は人権侵害です。例えば、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントの相談の背景に、障がいを持つ方への無理解や配慮の欠如があるかもしれません。訴えの背景に差別の問題はないか、という視点で相談対応をすることも大切です。

(6) 「対立」ではなく、「対話」を導く相談対応

相談を受ける県連盟は、相手方の事情も聞き、第三者の立場から、お互いが納得できる解決策、着地点を見出していくことが相談担当者の重要な役割となります。

もちろん、相手方の事情を聞いた結果、問題が十分に解決されず、人権が侵害される状態が残っては元も子もありませんので、時にはハームを行ったとされる相手方に対する毅然とした対応が求められます。

適切に「介入」と「傾聴」を使い分けられるようになるために、**相談担当者自身が「どうなることが解決となるか」をしっかりと把握しておくことが重要です。**

相談できるカウンセラー・弁護士などと連携体制を取ることもよいでしょう。

4. 守秘義務

相談担当者は、相談に応じることで、相談者の個人情報を取得し、相談者のプライバシーに深く関わることとなります。極めてデリケートな情報ですので、相談担当者は、相談内容をみだりに公開してはいけません。

相談者が安心して話をできる体制を確保し、相談者との信頼関係を維持するため、相談担当者には守秘義務があることや、相談内容について秘密を厳守するという原則を伝えることも大切です。

5. 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いは、個人情報に関する法律や各自治体の個人情報保護条例に基づき取り扱われることとなります。細かい規定はそれぞれの条例によって異なるものの、収集した個人情報を、本人の同意なく、当該事案を解決する目的以外のために利用したり、第三者に提供したりしてはいけない、という点においてはどの条例もほぼ同じ扱いとなっています。

- ① 事案の対応状況を明らかにするために県連盟理事会等への報告
- ② 事案解決のため、対応機関（委員会/チーム）で情報共有
- ③ 事案対応のために専門職や関係機関へ協力を依頼する場合
- ④ 再発防止のために第三者に協力を求める場合

第三者に対して情報提供が必要な場合があります。こうした場合に備えて、原則として事前に、範囲を明らかにして、本人の承諾を得るようにしましょう。

また、事案によっては、県連盟理事会等への報告時に、相談者の氏名住所等の情報をマスキングするなどして、プライバシーに配慮することも考えられます。

相談内容や関係会議の内容は、県連盟における具体的な対応を適切に検討・判断する上で必要不可欠のものなので、正確に記録保存されなければなりません。したがって、相談記録の作成、保管方法及び保管期間についても県連盟で定めておく必要があります。

6. 相談者からの通報（第一報）

(1) 相談対応の一般的なポイント

ここでは、相談者からの通報があった場合の、その対応に関する留意点を示します。通報には電話、e-mail、手紙、面談と様々な形があります。

【相談者から聞き取る際の留意点】

- ① 聞き取りは、相談者の任意の協力によって行うものである。
- ② 聞き取りの際、秘密にすべき情報を相談担当者が漏らしてしまわないようにしなければならない。
- ③ 聴取の際は、話しやすい環境（雰囲気作り）に留意する。
- ④ 2人程度の少人数で聴き取りをし、必要に応じ休憩をとるなどの配慮をする。1人が話を聴き、1人が観察しながらメモを取る。メモを取る際は話し手の表現、言葉をそのまま記録し聴き手の先入観や評価が入らないようにする。
- ⑤ 聞き取りポイントをあらかじめ整理し、長時間にならないように配慮する。
- ⑥ 必ず聴き取った内容を確認する。
- ⑦ 相談者の証言が誤っている場合もある。相手方とされている者から聴取する場合も、先入観を持たずに傾聴する。
- ⑧ スカウトからの聞き取りの場合は特に誘導とならないよう、質問の仕方に配慮する。

【相談者へ回答する際の留意点】

- ① 相談者に対してできることを具体的に説明する。
- ② 日本連盟としてできないことについては、その理由を十分に説明する。
- ③ 相談担当者は、被害弁償や謝罪などについて勝手な約束をしない。
- ④ 相談者に対して、相手方の言い分や主張をそのまま伝えることが相当でない場合もある。
例えば、相談担当者が、「相手方に反省の態度がみられなかった」等と伝えようと、相手方がその後に真摯に反省しても、相談者が受け容れなくなることがある。

(2) 「具体的な対応を希望しません」と言われたら

相談者が特に県連盟による何らかの調整を希望しない場合には、直ちに当事者らの関係に具体的に介入する必要はありません。しかし、調整を希望しないとする理由や事情は人それぞれです。相談者が自身で問題解決のために行動を起こすこともあります。多くは「これまでの関係を壊したくないから」「報復が怖いから」など、更なる事態の悪化を恐れて具体的行動に移すことをためらう相談者もいます。

しかしながら、相談者の「具体的な対応を希望しません」という声の裏にある経緯や事情をきちんと分析することが重要です。日本連盟では、相談のあった案件については日本連盟コミッショナーおよび当該担当委員会に報告するとともに、規程に則り所属の県連盟に報告をいたします。【通報相談処理規程第6条】

7. 対応機関（委員会/チーム）の設置

県連盟は、日本連盟からの通報相談の通知に対し、事実を調査して原因を追究し、ハームを除去する等して安全で安心できるスカウト活動にするための「対応機関」を設置します。県連盟への通報相談で、対応が必要なものについても同様です。

(1) 機能

「対応機関」は、相談者と相手方との中立的な立場から調査・分析し、県連盟理事会に属する組織として、当該事案の解決に向けたサポートをするために設置するものです。

(2) 構成員

- ① 県連盟における教育への責任の観点から、県連盟の正副コミッショナーのいずれかが構成員となる。
- ② 構成員は2～5人程度とする。
- ③ 性別・年齢が偏らないようにする。
- ④ メンバーを選定する際、事案当事者との利害関係の有無に注意する。
- ⑤ 対応機関の責任者は、情報管理及び県連盟理事会や日本連盟への報告業務の責任を担う。
- ⑥ 通報事案に迅速に対応するためにも、あらかじめ対応機関の候補者を定めておくことが望ましい。

(3) 責務

- ① セーフ・フロム・ハームに関連する事実の調査、認定、評価
- ② 再発防止策等の提言。事案の解決に向けたサポート
- ③ 県連盟理事会に対する説明責任
- ④ 県連盟を通じた日本連盟への対応状況等の報告

8. 警察への相談・通報

ハームの内容が傷害、性犯罪等の犯罪行為にあたるような場合には、警察への相談や通報が必要になります。

こうした事案では、被害拡大の防止、証拠の散逸防止等の観点から、特に迅速な対応が必要です。対応しないまま放置するようなことがあれば、加害者に同調している、加害者を庇っていると評価されることがあります。

県連盟において警察に相談・通報すべき事案と判断した場合、被害者及び被害者の保護者に対し、警察への相談・通報を提案します。

県連盟が警察へ相談する場合は、被害者の意思を尊重するため、被害者及び被害者の保護者に対して、警察への相談・通報について事前に連絡し、被害者及び被害者の保護者からの承諾を得ておく必要があります。

相談・通報後は、警察からの要請に協力し、警察の指導に従います。

9. 第三者委員会の設置

(1) 第三者委員会の設置

日本連盟又は県連盟は、通報相談の内容や結果の重大性、当事者の役職等、その他の事情を考慮して、必要があると認めた場合、第三者委員会を設置して、事実の調査等を行うことができます。

原則、セーフ・フロム・ハーム事案発生が、県連盟役員が関係する場合は、公平性と信頼性を確保するために第三者委員会を設置しなければなりません。

(2) 第三者委員会設置の判断基準

- ① 生じた結果の重大性
- ② 相談内容の活動に対する影響の大きさ
- ③ 当事者の対立の深刻さ
- ④ 刑事事件としての立件可能性
- ⑤ 加害当事者の役職
(正副連盟長、正副理事長、県連盟コミッショナー等の場合)

相談内容における、これらの要素を総合的に考慮して、第三者委員会の設置の要否を判断することになります。

県連盟において、第三者委員会設置に関しては、日本連盟事務局（セーフ・フロム・ハーム相談窓口）に相談してください。

(3) 委員の選任

委員の選定について原則は、当該県連盟からは委員を選考しない等の配慮が必要です。

スカウト関係者以外から委員選出も考慮することも公平性が確保できます。

(4) 委員会の運営

議事録は、委員全員の内容確認後に署名をします。

運営に関する費用（交通費、業務経費等含む）は、当該県連盟の負担とします。

(5) 外部専門家の関与

日本連盟又は県連盟は、通報相談の内容等に応じて必要があると認めた場合、弁護士等の外部専門家の関与を求めることができます。

(6) 委員会審議結果の報告と発表

第三者委員会委員長は、審議結果を県連盟理事会に報告します。

理事会は、第三者委員会の審議結果を公表します。

10. 事実確認のための調査

(1) 相談者への事実確認

県連盟として、対応機関の構成員（第三者委員会を設置する場合はその委員）が初めて相談者と相まみえ、あらためて事実確認を行います。前述の「相談対応の心構え」に留意し、調査機関の担う範囲を説明し、客観的事実を確認します。

(2) 相手方への聞き取り

【相手方に連絡する際の留意点】

- ① 相談者から、相手方との関係で困っている事があるという相談を受けたということを伝えます。
- ② 当該相談について、相手方の主張と認識とどのような言動・態度等をとったか、理由を含めて聞きます。

- ③ 当該相談の中で、相談者が感じたこと、相手方に望んでいることを伝えます。
- ④ 相手方としては、今後どのような対応が可能かを聞きます。

相手方から得られる情報によっては、上記の点をすべて行うことがかえって適切ではない場合もあります。あまりにも相談者と相手方との認識がずれているような場合は、この段階では相談者の思いを全部伝えないほうが良い場合もあります。

この点は、臨機応変な対応が必要となります。

(3) 関係者への聞き取り

当事者間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合などは、第三者から事実関係を聴取することも必要です。この場合、相談者から事実関係を聞き取りする際の留意点を参考にして適切に対応します。

(4) 調査内容の記録

調査の内容や結果・進捗状況等は、記録して保存します。記録は、プライバシーに配慮して適切に管理し、調査状況等は理事会に報告します。

1 1. 対応機関（委員会/チーム）による評価・分析

双方から聞いた話を対応機関で共有し、事案全体の評価・分析を行います。

本書の「使用上の注意」でも述べましたが、セーフ・フロム・ハームは、あくまでもボイスカウト活動における危害を排除し、安全で安心できるスカウト活動を展開するためのものです。

したがって、県連盟には、主体的にその原因を追求し、その状態を是正し、再発を防止することに注力していただくことが肝要です。事案への対応は、相手方に対する責任追及や処分を目的とするものではありません。

【評価・分析の視点】

- ① 事実調査は、相手方の責任追及や処分を目的とするものではありません。
- ② 聴取の対象者、聴取する事項等、事実調査の内容は、事案に応じて協議して判断する。犯罪に係るもの、傷害結果を生じているもの等、重大な事案は特にある程度事実調査が必要です。
- ③ 事実を時系列に沿って整理します。
- ④ 当事者に争いのある事実、争いのない事実を確認します。
- ⑤ 当事者の言い分が食い違う場合は、客観的な事実を前提として判断します。
- ⑥ 判断者の恣意的・主観的判断にならないように心掛けます。
- ⑦ 当事者とは利害関係のない第三者の証言であっても、その証言が正確であるかを他の証拠と照らし合わせて慎重に判断する必要があります。
- ⑧ 通報対象事案の原因は何か。
- ⑨ 相談者が相手方に求めているものは何か。
- ⑩ 相談者が県連盟に求めているものは何か。
- ⑪ 日本連盟の支援は必要か。

1 2. 組織的な対応

通報相談への具体的な対応は、対応機関が行うことになりますが、通報相談への対応の状況や結果等は、県連盟理事会としても把握すべきものです。

対応機関は、県連盟理事会に属する期間として、対応を進めます。

(1) 県連盟理事会への報告

通報相談に対して、組織的な対応をするための前提として、県連盟理事会との情報共有が必要になります。そのため、対応機関は、県連盟理事会に対し、通報相談への対応開始、対応状況の経過、結果等を定期的に報告しなければなりません。

また、相談者等に対し、必要に応じて対応状況等を報告します。

(2) 個人での対応の厳禁

通報相談への対応は、対応機関、県連盟理事会として組織的に行うものです。対応機関のメンバーであっても、個人の独断で対応するようなことはしないでください。通報相談への対応は、対応機関として県連盟理事会の方針に従って、組織として行う必要があります。

1 3. 解決・是正・再発防止策の検討

(1) 当事者間で合意に至った場合

調整の過程を経て当事者間で合意に至った場合は、その合意内容が確実に実行されることが必要です。相談内容の深刻さや当事者（特に相談者）の意向にも依りますが、合意された内容を確認しやすいように、今回どのようなことがハームにあたるのか、双方がどのような具体的な行為を行うのか文書にした上で相談者、相手方、県連盟の三者で共有します。事案によっては、隊・団などを含めた再発防止策を合意し、文書化することもあり得ます。

もっとも、具体的な行為を伴わないような依頼（『今後気をつけてほしい』など）の場合は一律に文書化することは適切ではない場面もあります。そのケースに応じた対応を、対応機関で検討してください。

(2) 合意に至らない場合

何らかの事情により、当事者間で合意に至ることができず、相手方がハーム行為を認めず態度を硬化し、事実調査や話し合いに応じない場合もあり得ます。

しかしながら、相談前の状態のまま放置することは、相談者の不安をより大きく募らせることとなりますので、県連盟としても責任を持って対応することが必要です。

このような場合、客観的事実や証拠、第三者の証言、当事者の証言等に照らして、認められる事実を定め、その上で、ハームの有無や対処の必要性等を判断することになります。

(3) 再発防止策の検討

今後同様のハーム行為が行われないようにするために、『原因』を取り除く具体的な行動を示すことが大切です。これはケースにより様々な取り組みをすることになります。

例えば、

- ① 不適切な言動・態度等の是正や謝罪
- ② 一方的な意思決定、説明不足、過度の役務の集中、コミュニケーション不足等の是正（隊、団、地区等における会議の進め方、活動の計画や準備の仕方、スカウトや保護者、指導者間等のコミュニケーションの取り方等の問題）
- ③ 背景事情の理解や誤解の解消
- ④ 人間関係の改善
- ⑤ 配置変更などによる相談者と相手方の接触の回避（活動の一時停止等含む）
- ⑥ 関係者間の問題点の共有

など主に人間関係を改善するための取り組みについて、対応機関がサポートしながら、県連盟、地区、団、隊、個人とともに考えていく必要があります。

組織的な再発防止に心掛け、日常のスカウト活動に防止策を反映していくことも重要です。

1 4. 継続的な見守り

適切に改善効果を確認するためには、定期的に相談者と連絡を取るなどをして、必要に応じて改善を図っていくことが基本姿勢となります。

団における事案であれば、定期的に県連盟（地区）コミッショナーまたは団委員長に現在の状況を確認します。特にスカウトに対する事案であればさりげなく活動の様子を見に行くことや周囲の指導者に話を聞くことも良いでしょう。

1 5. 県連盟・日本連盟への報告

対応機関は、対応状況や結果を県連盟理事会へ報告します。

また、県連盟は、「セーフ・フロム・ハーム通報相談処理規程」に基づき、事実調査の結果、対応結果、再発防止策等を原則として1カ月毎に進捗状況を日本連盟に報告します。報告の際は、規程にあるとおり、当事者のプライバシー等に十分配慮して取り扱うことが必要です。

日本連盟では当該県連盟との緊密な連携により、スカウト活動の質の向上のため、あらゆるハーム事案について適切な対応を求めています。

1 6. 報道機関対応

通報相談の内容によっては、報道機関への対応が必要になります。

(1) 情報発信の方法

報道機関への対応は日本連盟の事務局長が行います。【危機管理規程第21条】

県連盟は、日本連盟事務局に情報内容（誰が、いつ、どこで、）を明確にして、伝えます。原則として、個人的対応や電話取材には応じないようにしましょう。

(2) 正確な情報

情報は、裏付けを確認して、正確な情報としてください。

* * * * *

おわりに

～「セーフ・フロム・ハーム」促進のために～

私たちが取り組んでいる「セーフ・フロム・ハーム」推進活動は、「ハームに適切に対応する」ということが大きな話題となっていますが、実は「ハームを取り除いて安全で安心できるスカウト活動にするためのものである。」ということを常に忘れてはいけません。

繰り返しになりますが、スカウトの「ちかい」と「おきて」が共通理解されているという前提の下で、「思いやりの心を育む教育」として、生命を尊重する心、仲間と話し合って協力する心、モラルや正義感、さらに自然や美しいものに感動する心など、子どもたちの「生きる力」を、より安全な環境の中でのスカウト活動によって養っていくことが主眼です。

少数の逸脱者のための責任追及や処罰事項を並べ、運動全体に適用するようなルールはこの運動にふさわしいものとはいえません。いくら厳格なルールを作っても、それを扱う「人間」次第であり、つまりは人格の問題になります。

加えて、セーフ・フロム・ハームにおいては、理論ではなく行動そのものが重要であり、ルール化しすぎず、明確に規定する部分と、緩やかに心構えとする部分に分け、常に研究を重ねて、見直しや周知を徹底していくことが必要と考えています。

また、ルールを理解し守れるように、意識の向上を図る取り組み（研修や学習用広報資料）において、日常生活の全ての場が学ぶ場になり、また訓練の場になるよう考えています。

以 上



参考資料（一例）

1. 「セーフ・フロム・ハーム」ガイドライン
作成：「セーフ・フロム・ハーム」研究タスクチーム
https://www.scout.or.jp/sfh/_userdata/guideline.pdf
2. 「セーフ・フロム・ハーム」ガイドブック
作成：「セーフ・フロム・ハーム」・安全委員会
https://www.scout.or.jp/sfh/_userdata/Safe_from_harm_Guidebook.pdf
3. 「セーフ・フロム・ハーム」世界方針
作成：世界スカウト機構
https://www.scout.or.jp/sfh/_userdata/sfh_worldpolicy.pdf
4. 人権の擁護
編集発行：法務省人権擁護局
<http://www.moj.go.jp/content/001268816.pdf>
5. 「いじめ」 させない 見逃さない
編集発行：法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会
<http://www.moj.go.jp/content/001154460.pdf>

関連ホームページ（一例）

1. 文部科学省
いじめや子供のＳＯＳに対する文部科学省の取り組み
<http://www.mext.go.jp/ijime/index.htm>

子供達の未来を育む家庭教育
<http://katei.mext.go.jp/contents7/index.html#block2>
2. 厚生労働省
児童虐待防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index.html
3. 内閣府
子供・若者育成支援
<https://www8.cao.go.jp/youth/index.html>

日本連盟「セーフ・フロム・ハーム」通報相談処理規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「本連盟」という。）定款第3条及び第4条に規定する目的、事業の遂行のため、スカウト運動に携わる者の権利利益を保護し、公正な環境の下で、安心・安全に活動する機会を確保し、スカウト活動における様々なハーム（危害や危険等）の早期発見と是正及び再発の防止に努めることを目的とする。

(通報相談窓口の設置)

第2条 スカウト活動におけるハーム（危害や危険等）の通報相談を受け付けるため、事務局に通報相談窓口を設置し、スカウト活動に関連する事例に応じる。

(通報相談窓口の利用方法等)

第3条 通報相談窓口の利用方法は、電話、FAX、電子メール、書面、面談とする。

- 2 本連盟は、通報相談窓口の連絡先をホームページ等に掲載するなど、その周知徹底を図るものとする。
- 3 通報相談窓口では、利用者のプライバシーに配慮の上、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握するとともに、利用者に対する不利益な取扱いがなされないよう進めることを説明する。
- 4 通報相談窓口を利用する者は、通報相談内容に係る事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足る相当な根拠を示すように努める。
- 5 通報相談窓口に対する通報等が匿名であっても、通報相談内容等が事実であると信じるに足る相当な根拠が示される場合については、通報等に準じて調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じる。
- 6 通報相談窓口は、利用者の連絡先が確保出来ないこと等によって、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合にはその責務を免除されるものとする。

(通報相談窓口の利用対象者)

第4条 通報相談窓口の利用者は、本連盟の加盟員ならびにスカウトの保護者を対象とする。

(通報相談窓口で対応する事項)

第5条 通報相談窓口で対応する事項は、本連盟加盟員についてのセーフ・フロム・ハームガイドライン違反またはそれに準じるハーム（危害や危険等）を伴う行為とする。ただし、係争中のもの、被通報者が加盟登録の有無に関わらず、学校等教育機関内でのもの、私怨、誹謗中傷、不平不満に関するものは除く。

(判断結果の通知)

第6条 各都道府県連盟（以下「県連盟」という。）で十分に対応出来得る案件と判断される場合、および検討の結果本連盟として事実調査に取り組まないと判断した場合は、その旨理由を付して利用者に通知する。

(県連盟との協働等)

第7条 本連盟は、通報された事項の事実関係の調査に際して県連盟からの協力を求めることができる。

- 2 前項により、県連盟に対応を求めた場合は、本連盟は当該県連盟に対して、適宜報告を求める。
- 3 通報相談窓口寄せられた通報対象事項の事実調査に携わる者は、善良な管理者の注意をもって、通報等に関する事実を厳正に管理保持する。

(専門職への支援依頼)

第8条 通報相談窓口では、必要に応じて本連盟顧問弁護士やその他専門職に支援を依頼することが出来る。

- 2 前項により支援要請を受けた者は、調査に関する事務を遂行するにあたっては、通報等に関する事実を厳正に保持しなければならない。

（調査の方法）

第9条 通報相談窓口は事実調査にあたり、利用者のプライバシーを守り、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

（調査結果等の報告）

第10条 前項による調査中は、調査の進捗状況について適宜、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉およびプライバシー等に配慮の上、県連盟と協働して通報相談窓口利用者に報告するとともに、調査結果についても、県連盟と協働し可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく適切な方法で報告する。

（調査結果への対応）

第11条 通報相談窓口は、県連盟における調査の結果、ハーム（危害や危険等）行為が明らかになった場合には、本連盟事務局長およびコンプライアンス担当理事に報告する。

- 2 本連盟は、前項による調査結果を受け必要と認めた場合には、理事会等関係機関での審議を経て、県連盟に対し、速やかに相当な是正措置その他適切な措置および再発防止対策を講じるよう依頼する。
- 3 県連盟は、是正措置完了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉およびプライバシー等に配慮の上、本連盟に対し、速やかに是正結果を報告する。

（不利益扱いの禁止）

第12条 本連盟は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 本連盟は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益に取扱われないように適切な措置を執り、もしくは県連盟にこれを執らせるものとする。
- 3 本連盟は、通報相談窓口利用者に不利益な取扱いや嫌がらせ等を行なった者が居た場合は、本連盟の規程に従って相当な処分を科することができる。

（調査結果等の開示制限）

第13条 通報相談窓口業務に携わる者は、寄せられた内容および調査で得られた個人情報等を正当な理由なく開示してはならない。ただし、規程に基づく各種措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で開示しなければならない場合については、この限りではない。

- 2 本連盟は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、本連盟所定の規則に従って相当な処分を科することができる。

（利用者の保護）

第14条 本連盟は、通報相談窓口利用者に対し、利用したことを理由として不利益な取扱いや嫌がらせが行われていないかを確認する等、通報相談窓口利用者保護支援に努めるものとする。

（調査結果等の公表）

第15条 本連盟は、通報相談窓口の利用について、通報相談窓口利用者および被通報者や当該調査に協力した者等のプライバシー保持に十分に配慮しつつ、当該通報等の内容、調査の結果および措置の対応について公表することができる。

（規程の変更）

第16条 本規程は、理事会の決議により変更することが出来る。

附 則

本規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月14日 理事会で承認

県連盟対応機関 業務内容（一例）

推進業務

普及・広報

- ・ セーフ・フロム・ハーム関連の講演会またはワークショップ開催
- ・ 「県連盟相談窓口」の運営協力

スカウトへの訓育・教育

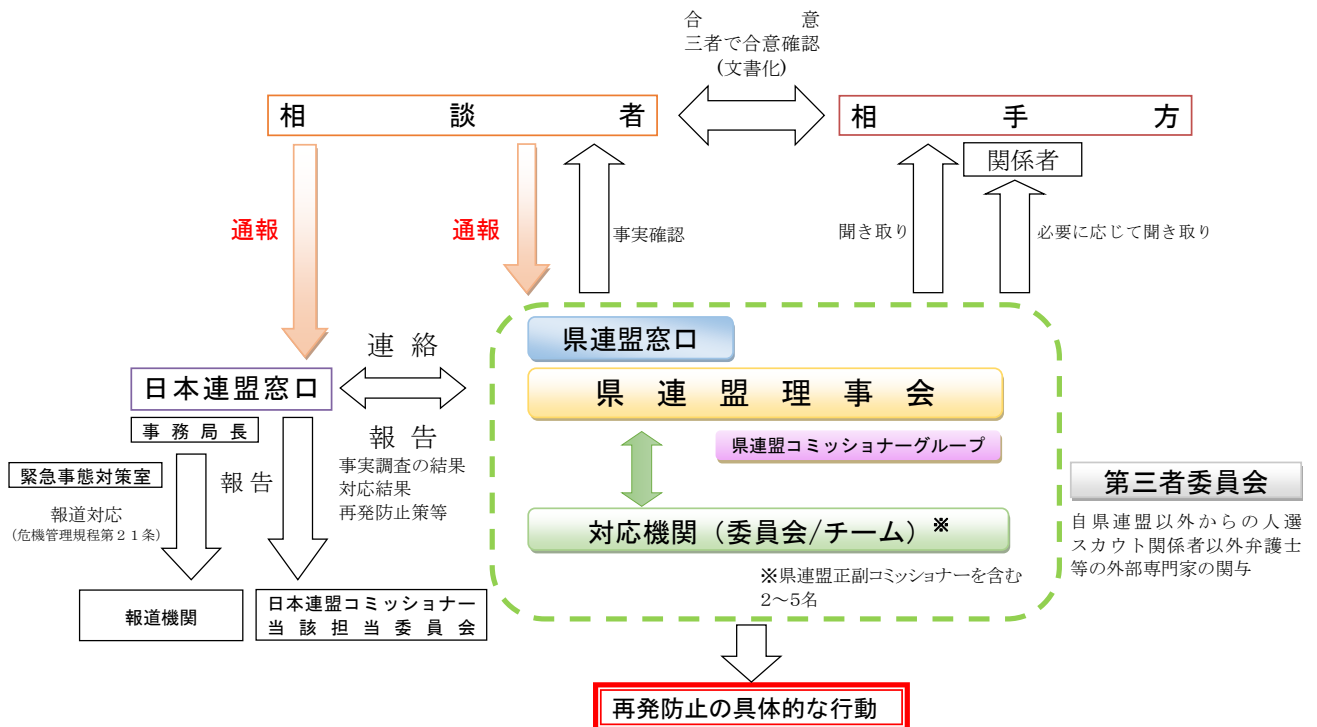
- ・ 「思いやりの心を育む」プログラム資料の提案・提供
- ・ 学習資材の研究作成

指導者への周知・実践

- ・ 指導者への「セーフ・フロム・ハーム」情報提供と研修を実施
- ・ 登録前研修履修の支援
- ・ セーフ・フロム・ハームセミナー運営支援
- ・ セミナー講師へのトレーニング支援

事案に対する対応業務

- ・ 対応機関設置と協力
- ・ 第三者委員会設置・運営支援
- ・ ハーム是正措置案検討支援
- ・ 対応状況・対応結果の報告
- ・ 事案当事者・関係者に対するケア





「セーフ・フロム・ハーム」相談シート（参考例）

NO.

相談日	年 月 日 ()	担当1	
時間	時 分 ~ 時 分	担当2	
連絡方法	☐ 電話 ☐ メール ☐ ファックス ☐ 訪問	担当3	
相談者名	☐ 匿名希望	性別	男 ・ 女
相談者の加盟登録有無	☐ 加盟員 ☐ 保護者 ☐ 非加盟員 ()		
所属	連盟 (.....地区)第.....団.....隊 役務.....		
連絡先	() —		

相談内容

主訴	☐ 暴力 ☐ いじめ ☐ 無視 ☐ その他 ()
関係	☐ 指導者→スカウト ☐ スカウト→スカウト ☐ 保護者→スカウト ☐ 指導者→指導者
いつ	月.....日 (.....) ところで.....
.....	
.....	
.....	
.....	
(対応)	
・ 県連盟としての対応を ☐ 望んでいる ☐ 望んでいない	
.....	
.....	
.....	

セーフ・フロム・ハーム

県連盟対応ガイドライン

2019年3月1日

作成 「セーフ・フロム・ハーム」
・安全委員会

発行



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

SCOUT ASSOCIATION OF JAPAN

〒167-0022

東京都杉並区下井草4-4-3

電話 : 03-6913-6262(代表)

ファックス : 03-6913-6263

e-mail : program@scout.or.jp

